

資料5 海外における性能評価方法と体制・審査の状況

- 海外における第三者認証制度においては、国家機関である認定機関（認証機関を認定する組織）から認定を受けた認証機関が、評価行為と認証書の発行を行っている例も見られるところ。
- 民間機関が主体的に基準適合を確認するという点で、我が国の制度とは位置づけが異なる。

<例> EUにおける認証制度

<参考> 日本における認定制度

安全性能基準

欧州指令（昇降機指令）

建築基準法施行令等

仕様規定

欧州規格（EN81）

建築基準法告示等

仕様規定への
適合確認

手続：型式評価
権限者：認証機関の検査官が確認

手続：確認申請
権限者：主事等が確認

仕様規定以外の
適合確認

手続：個別評価（「同等安全性評価」）
権限者：認証機関の検査官が確認

手続：大臣認定
権限者：性能評価等を基に国交大臣が確認

現場の検査

手続：竣工検査
権限者：認証機関等が判断

手続：完了検査
権限者：主事等が判断

○ 海外と我が国との比較で議論すべき事項

- ・ 各安全装置等に係る公的な工業規格（EN/JIS等）の制定状況
- ・ 基準適合審査に係る電気・機械分野等の専門家の人員体制
- ・ 現場検査に係る検査員の人員体制